平成２９年（フ）第４０号
鹿児島県鹿屋市笠之原町２番21号　若王子ニュータウンＤ棟
債務者　小薗優美子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第６０号
福島県福島市森合字北向７番地の９メゾンメイプル北向Ａ―102
債務者　結城　理絵
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第５７号
富山市新庄町２丁目９番47―103号　コントルヴィアＮＡＮ、前住所富山市駒見372番地53コーポ神通203号
債務者　堀　　博実
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６８号
富山市高屋敷823番地15　市営住宅11棟202号
債務者　稲守　數子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８１号
山梨県甲州市塩山上萩原2680番地
債務者　向山　貴宏
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５４号
兵庫県伊丹市荻野１丁目50番地　Ｄ号、従前の住所兵庫県伊丹市北野３丁目72番地６
債務者　松元　勝利
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３７７号
兵庫県尼崎市西長洲町１丁目３番12号
債務者　藤原　祐子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３８１号
兵庫県尼崎市浜田町２丁目126番地　浜田パークハイツ　601
債務者　貞　　良美
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３８２号
兵庫県尼崎市浜田町２丁目126番地　浜田パークハイツ　601
債務者　貞　　勝悟
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３７号
奈良県葛城市笛堂467番地７
債務者　京谷　菜緒
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第６８号
福岡県嘉麻市下山田120番地４　市営山田サルビアガーデン団地204号
債務者　杉元　　恵
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第７０号
福岡県飯塚市伊岐須811番地３　メゾン山美Ⅱ43号
債務者　初田　隆次
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第７３号
福岡県飯塚市枝国277番地１
債務者　増田　信孝
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第７４号
福岡県飯塚市枝国277番地１
債務者　増田　啓子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１３９号
佐賀市末広２丁目１番24号
債務者　中村　隆義
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７９号
大分県由布市挾間町北方140番地５
債務者　森　　秋子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５２２２号
東京都墨田区京島１丁目18―２―505
債務者　金丸　静正
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部